

関西大学人権問題研究室

第48回 公開講座

「女人禁制」からみえてくる現代の課題

日時 2006年11月24日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 総合図書館ホール

講師 源 淳子 委嘱研究員
(みなもと・じゅんこ)

悲しきかなや、両足を備うといへども登らざる法の峯あり、杳まざる仏の庭あり、耻
づべきかなや、両眼は明らかなりといへども見ざる霊地あり、拝さざる霊像あり。

この文書は、日本の宗教ルネサンスと呼ばれた「鎌倉新仏教」の指導者である法然（1133～1212）のことばです。法然は、「女人禁制」であった比叡山・高野山を批判しています。「女人禁制」とは、ある一定の領域に女性が入ることを禁じることです。修験道の山である「大峰山」（山上ヶ岳）（奈良県）は、その象徴的な事例として現代に引き継がれており、宗教的な形式をもつていまでも存在しています。

「大峰山」だけではなく、土俵や祇園祭の鉾やだんじりなどに現在も上がることを拒否する「女人禁制」の大きな理由は、女性が「穢れた存在」であるからです。女性を「穢れた存在」と貶めたのは宗教です。それらの宗教は、男性支配原理を補完する目的で、女性を貶めてきたといえるでしょう。そして、そのための象徴として、「神聖な場」を定めて女性を閉め出すとともに罪深く救われがたい存在であると説いてきたのです。家父長制は、さらにそれに拍車をかけ、社会システムとして女性を男性の下におき、男女のあり方・生き方を固定化してきたといえます。現代のことばでいえば、ジェンダーとして構築してきたのです。ジェンダーとは、まさに男性支配原理をもとにつくられた性差であり、さらに規範、支配・被支配、権力の枠組み、差別などにかかわる問題を含意します。

「女人禁制」は、規制として定められ、文化的なかたちとして現代まで伝承され、いまでもわたしたちのライフスタイルや精神に影響を及ぼしているのです。男性支配原理に基づくジェンダーの典型的なかたちです。親子関係、夫婦関係、職場などに、そのようなジェンダーから免れることのできない陋習といえる慣習やシステムをみることができます。

「大峰山」や土俵や祇園祭などの「女人禁制」が、けっして遠い過去の問題でもなく、他人事でもなく、現代につながっている身近な意味を、そこに指摘できるのです。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。

主催

関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 Tel 06-6368-1182

阪急千里線「関大前」駅下車

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>